



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *155 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 1
- *156 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 3
- *157 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")..... 33

規 則

和歌山県規則第155号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和61年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公用令書) 第4条 略	(公用令書) 第4条 略
第5条 前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書の受領書に受領の年月日を記入し、これを知事に提出しなければならない。	第5条 前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書の受領書に受領の年月日を記入し、印を押してこれを知事に提出しなければならない。
(受領調書) 第7条 前条の受領調書には、次の事項を記載し、これを2通作成の上、当該職員及びその作成に立ち会った所有者又は占有者が各通に記名しなければならない。 (1)~(6) 略	(受領調書) 第7条 前条の受領調書には、次の事項を記載し、これを2通作成の上、当該職員及びその作成に立ち会った所有者又は占有者が各通に記名押印しなければならない。 (1)~(6) 略
(従事命令公用令書) 第10条 略	(従事命令公用令書) 第10条 略
第11条 前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書の受領書に受領の年月日を記入し、直ちにこれを知事に提出しなければならない。	第11条 前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書の受領書に受領の年月日を記入し、印を押して直ちにこれを知事に提出しなければならない。

別記第1号様式(その1)から(その3)までの規定中

「氏名(法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称)㊦」を

「氏名(法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称)」に改め、同様式(その4)中「受領いたしました」を「

受領しました」に、

「氏名(法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称)㊦」を

「氏名 (法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称)」に改める。

別記第3号様式中「発行番号」を「発付番号」に、

「氏名 (法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称) ㊸」を

「氏名 (法人その他の団体であるときは、主たる事務所の所在地及びその名称)」に改める。

別記第4号様式中「氏名 (法人その他の団体であるときは主たる事務所の所在地及びその名称)

㊸」を「氏名 (法人その他の団体であるときは主たる事務所の所在地及びその名称)」に改める。

別記第5号様式(裏面)中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

別記第6号様式(その1)中

出頭すべき日時及び場所	

を

出頭すべき日時及び場所	
-------------	--

に、「氏

名 印」を「氏 名 」に改め、同様式(その2)中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式(その3)中

従事すべき期間	
---------	--

を

従事すべき期間	自 年 月 日 日間
---------	------------

に、「団体名

印」を「団体名 」に改め、同様式(その4)中「団体名 印」を「団体名 」に改める。

別記第8号様式(その1)中

協力令書発付番号	第 号	を	協力令書発付番号	第 号	に、
----------	-----	---	----------	-----	----

協力すべき期間	
---------	--

を

協力すべき期間	自 年 月 日 日間
---------	------------

に、

協力取消令書発付番号	第 号	を	協力令書発付番号	第 号	に、「氏
------------	-----	---	----------	-----	------

名 ㊸」を「氏

名」に改め、同様式(その2)中

「上記の者その協力命令を取り消す。」を「上記の者その協力命令を取り消す。」に、
年 月 日

「協力令書発付番 号 第 号」を「協力取消令書発付番 号 第 号」に、「氏 名 ㊦」を「氏

名」に改める。

別記第10号様式中「氏名(法人その他の団体であるときは主たる事務所の所在地及びその名称)

㊦」を「氏名(法人その他の団体であるときは主たる事務所の所在地及びその名称)」に改める。

別記第11号様式中「氏 名 ㊦」を「氏 名」に改める。

別記第12号様式中「和歌山県知事 氏 名㊦」を「和歌山県知事 氏 名」に、「救助 を実施」を「救助を実施」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第156号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

加入等申込書

加入番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

(加入申込者)
氏 名

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 第 5 条 の規定により和歌山県心身障害者扶養共済
第5条の3

加 入 制度に おける口数追加 をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日	大昭平令 年 月 日
	住所		心身障害者との続柄	
心身障害者※	(ふりがな) 氏名	男 女	生年月日	大昭平令 年 月 日
口数追加		する ・ しない		
現在共済制度に加入の有無		有 (加入番号) ・ 無		

	従前の 地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加)
他制度からの 転入者の記載欄			年 月 日(年 月 日)
			年 月 日(年 月 日)

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し(県内に住民票を有する加入申込者及びその扶養する心身障害者に係るものは除く。)
- 2 申込者(被保険者)告知書
- 3 障害の種類、程度を証明する書類
- 4 年金管理者指定届書

注

口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

確認欄	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第3条関係)

加入番号

年金管理者指定届書

年 月 日

和歌山県知事 様

加入申込者

氏 名 _____

住 所 _____

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定により、次の者を年金管理者として指定したので届け出ます。

年金管理者

氏 名 _____ (心身障害者との続柄 _____)

住 所 _____

私は、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第8条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護・養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

心身障害者

氏 名 _____

住 所 _____

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第3条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

(加入申込者)
様

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあった和歌山県心身障害者扶養共済制度
への加
におけ

入
る口数追加
については、次の理由により承認できませんので、通知します。

(理 由)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として(訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。)、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第5条関係)

加入番号

年金支給請求書

口 数 追 加		有 ・ 無		
心身障害者 (年金受給権者)	氏 名	男女	生年月日	大昭平令 年 月 日
	住 所			
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障 害 の 程 度	
年金管理者	氏 名	男女	生年月日	大昭平令 年 月 日
	住 所			
	年金受給権者との続柄			
死亡、障害者 (加入者)	氏 名	男女	生年月日	大昭平令 年 月 日
	年金受給権者との続柄			
死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなった日			年 月 日死亡・障害	
死亡又は身体の著しい障害の原因となった傷病名				
上記のとおり、年金の支給を請求します。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> 〔 年金受給権者 年金管理者 〕 氏名 </div> 和歌山県知事 様				

(添付書類)

1 加入者の死亡により請求する場合

- (1) 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入した日(口数追加をした日)から2年以内のものであるときは、別に知事が指定する死亡証明書又は死体検案書
- (2) 加入者の消除された住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)
- (3) 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し(心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 加入者が身体に著しい障害を有することにより請求する場合

- (1) 別に知事が指定する障害診断書
- (2) 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- (3) 1の(3)及び(4)に掲げる書類

別記第9号様式 (第5条関係)

加入番号	
------	--

年金振込口座指定届

年 月 日

和歌山県知事 様

年金受給者

住 所 _____

氏 名 _____

年金管理者

住 所 _____

氏 名 _____

心身障害者扶養共済制度年金振込口座を次のとおり届け出ます。

	振込指定口座	
(ふりがな)	-----	
口座名義人		
金融機関名	(金融機関名)	(支店名)
(支店名)		
口座番号	(種別) 普通・当座	(番号)

※ 振込口座は、年金管理者の口座となります。

別記第13号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第13号様式(第5条関係)

年金(加算額)不支給決定通知書

年 月 日

様

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定による年金給付については、次の理由により、支給しないことに決定しましたから、通知します。

加入番号		死亡・身体障害者(加入者)の氏名	
心身障害者の氏名		年金管理者の氏名	
理由			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として(訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。)、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第14号様式 (第6条関係)

加入番号	
年金証書 番 号	

加入等証書再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏 名

和歌山県心身障害者扶養共済制度 加入者 追加 証書を 亡失 したため、再交付を申請し
 年 金 追 加 証 書 を 損 傷 した の で、再 交 付 を 申 請 し
 ます。

加 入 者	氏 名	男 女	生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日
	住 所			心身障害者 との続柄	
心 身 障 害 者 (年金受給権者)	氏 名	男 女	生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日
	住 所				
年 金 管 理 者	氏 名	男 女	生 年 月 日	大 昭 平 令	年 月 日
	住 所			心身障害者 との続柄	
証書の交付を受けた年月日		年 月 日			

別記第15号様式(第7条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

和歌山県知事 氏 名 印

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定しましたから通知します。

おって、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨をお届けください。

年金支給停止の理由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として(訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。)、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第8条関係)

加入番号

弔慰金支給請求書

		加入年月日		年	月	日			
口数追加の有無		有 ・ 無	口数追加年月日		年	月	日		
加 入 者	氏名	男 女		生年月日	大昭平令	年	月	日	
	住所					心身障害者 との続柄			
	心身障害者 と同時 に死亡し たとき	死亡年月日	年					月	日
心 身 障 害 者	氏名	男 女		死亡年月日	年			月	日
	死亡の原 因となっ た傷病名								
上記のとおり弔慰金の支給を請求します。									
年 月 日									
和歌山県知事		様		請求者	住所 氏名				

添付書類

- 1 加入者の生存中に心身障害者が死亡したことにより請求する場合
 - (1) 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - (2) 心身障害者の消除された住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)
- 2 加入者及び心身障害者が同時に死亡したことにより請求する場合

加入者及び心身障害者の消除された住民票の写し(加入者及び心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)

別記第19号様式及び別記第19号様式の2を次のように改める。

別記第19号様式 (第8条関係)

加入番号	
------	--

弔慰金 (加算額) 不支給決定通知書

年 月 日

様

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで請求のあった和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第13条の規定による弔慰金の支給については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第19号様式の2(第8条の2関係)

脱退一時金支給請求書

加入番号			脱退区分	1 一口目脱退 2 二口目脱退 3 1と2の同時脱退
加入者	氏名	男 女	生年月日	大昭平令 年 月 日
			心身障害者との続柄	
	加入年月日	年 月 日	口数追加年月日	年 月 日
心身障害者	氏名	男 女	生年月日	大昭平令 年 月 日
脱退した年月			年 月	
<p>上記のとおり、脱退一時金の支給を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名</p> <p>和歌山県知事 様</p>				

添付書類

- 1 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第9条による加入者等脱退(減少)届書(別記第20号様式)
- 2 加入者及び心身障害者の住民票の写し(加入者及び心身障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)。ただし、県内に住民票を有する加入者及び心身障害者に係るものは除く。

別記第20号様式から別記第26号様式までを次のように改める。

別記第20号様式 (第9条関係)

加入番号	
------	--

加入者等脱退(減少)届書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 第16条第1項第4号
第16条第2項第1号の規定により、
心身障害者扶養共済制度 口数追加を、 年 月 日付で脱退
減少するので届け出ます。

添付書類

- 1 和歌山県心身障害者扶養共済制度加入証書
- 2 和歌山県心身障害者扶養共済制度口数追加証書

別記第21号様式 (第10条関係)

加入番号	
年金証書 番号	

氏名・住所変更届書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日に 加 入 者
心 身 障 害 者 の 氏 名
年 金 管 理 者 の 住 所
年 金 受 給 権 者

を次のとおり変更したの
で、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第17条の規定により、届け出ます。

	新	旧
ふりがな		
氏 名		
住 所		

別記第22号様式 (第10条関係)

加入番号	
年金証書 番 号	

死 亡 ・ 重 度 障 害 届 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日に 加 入 者
心身障害者が死亡したので、和歌山県心身
年金管理者が 重度障害となった
年金受給権者

障害者扶養共済制度条例第17条の規定により、届け出ます。

添付書類

年金受給権者が死亡したことにより届け出る場合

年金受給権者の住民票の写し (年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、除籍の抄本)。ただし、県内に住民票を有する年金受給権者に係るものは除く。

別記第23号様式 (第10条関係)

加入番号	
------	--

年金管理者変更届書

年 月 日

和歌山県知事 様

(加入者)
住 所
氏 名

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第 17 条の規定により年金管理者を次のとおり変更したので、届け出ます。

年 金 管 理 者	年 金 管 理 者	新	旧
		ふりがな	
氏 名			
住 所			
心身障害者との続柄			
心障 害 身 者	氏 名		
	住 所		
変更の理由			
変更の年月日		年 月 日	

私は、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第 8 条に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護養育に当たることを誓約します。

年 月 日

(年金管理者) 氏 名

別記第23号様式の2 (第10条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年金振込口座変更届書

年 月 日

和歌山県知事 様

年金受給者

住 所 _____

氏 名 _____

年金管理者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日に年金振込口座を次のとおり変更したので届け出ます。

	新	旧
(ふりがな)	-----	-----
口座名義人		
金融機関名 (支店名)	(金融機関名) (支店名)	(金融機関名) (支店名)
口座番号	(種別) (番号) 普通・当座	(種別) (番号) 普通・当座

※ 振込口座は、年金管理者の口座となります。

別記第24号様式 (第10条関係)

年金証書 番号	
------------	--

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日
支給停止事由発生の内容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が懲役・禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅の内容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役・禁錮の刑の執行を解かれた。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が <small>発生 消滅</small> したので届け出ます。 年 月 日 氏 名 和歌山県知事 様		

別記第25号様式 (第10条関係)

年金証書 番号	
------------	--

年金受給権者現況届書

年金受給権者	氏名	男女	生年月日	大昭平令 年 月 日	
	住所				
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他() 2 無			

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第17条の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

〔年金受給権者
又は年金管理者
氏 名〕

和歌山県知事 様

添付書類

住民票の写し(障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)。ただし、県内に住民票を有する年金受給権者に係るものは、除く。

記載上の注意

「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入し難い場合は、市町村で記入して差し支えありません。

別記第26号様式 (第11条関係)

加入番号	
------	--

掛 金 減 免 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者) 住 所
氏 名

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 11 条第 3 項の規定により、掛金の減免を申請します。

加入者及び世帯員の氏名	続柄	年齢	職業	前年の所得額	生活保護法第6条第1項の被保護者である。	非常災害等その他の特別な事由のため、加入者及び加入者の属する世帯が規則第11条第1項第1号に準ずる状態となり、掛金を納入することが困難である。	県民税及び市町村民税を課せられていない、又は免除されている。	65歳以上であって県民税及び市町村民税の均等割のみが課税されている。

添付書類

- 1 生活保護法第6条第1項の被保護者として申請する者
 - (1) 加入者の属する世帯全員の所轄の振興局長又は福祉事務所長の発する保護受給証明書
 - (2) 加入者の属する世帯全員の住民票の写し
- 2 非常災害等その他の特別な事由のために申請する者
 - (1) 加入者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 県民税及び市町村民税を課せられていない、又は免除されている場合に申請する者
 - (1) 加入者の属する世帯全員の市町村長の発する県民税及び市町村民税が課せられていない、又は免除されていることを証明する書類
 - (2) 加入者の属する世帯全員の住民票の写し
- 4 65歳以上で県民税及び市町村民税の均等割のみが課せられている場合に申請する者
 - (1) 加入者の属する世帯全員の市町村長の発する県民税及び市町村民税の均等割のみが課せられていることを証明する書類
 - (2) 加入者の属する世帯全員の住民票の写し

記載上の注意

「生活保護法第6条第1項の被保護者である。」欄、「非常災害等その他の特別な事由のため、加入者及び加入者の属する世帯が規則第11条第1項第1号に準ずる状態となり、掛金を納入することが困難である。」欄、「県民税及び市町村民税を課せられていない、又は免除されている。」欄及び「65歳以上であって県民税及び市町村民税の均等割のみが課税されている。」欄については、該当する所に○印を記入してください。

別記第28号様式及び別記第29号様式を次のように改める。

別記第28号様式 (第11条関係)

加入番号	
------	--

掛金減免不承認通知書

年 月 日

(加入者)

様

和歌山県知事 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった掛金の減免については、下記のとおり決定したので、和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第11条第4項の規定により通知します。

記

減免不承認

その理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第29号様式 (第11条関係)

加入番号

掛金減免事由消滅届書

年 月 日

和歌山県知事 様

(加入者)

住 所 _____

氏 名 _____

全 額
掛金を 2 分の 1 減免されていた事由が消滅したので、和歌山県心身障害者扶養共済制度
3 分の 1

条例施行規則第 11 条第 5 項の規定により、届け出ます。

減免事由の消滅した日	年 月 日
減 免 の 事 内 由 容	1 加入者又はその世帯員が和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定に該当しなくなった。
	2 加入者又はその世帯員が和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定に該当しなくなった。
	3 加入者又はその世帯員が和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定に該当しなくなった。
	4 加入者又はその世帯員が和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定に該当しなくなった。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に基づき作成された用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

和歌山県規則第157号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第2号様式中「管理者名 印」を「管理者名」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

		IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他() <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他() <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
--	--	---

診察時の特記事項	
----------	--

医学的総合判断	I 要措置 II 措置不要
---------	--------------------

以上のように診断する。	年	月	日
精神保健指定医氏名			
署名			

(行政庁における記載欄)			
診察に立会った者 (親権者、配偶者等)	氏名	(男・女) 続柄又は職業	年齢 歳
診 察 場 所			
診 察 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
職 員 氏 名			

行政庁の措置	
--------	--

行政庁メモ	
-------	--

記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記第10号様式中「管理者名
」に改める。

印」を「管理者名

別記第12号様式中

「フリガナ
氏名 印」を

「フリガナ
氏名」に、「家族」を「家族等」に、

「氏
名 印」を

「氏
名」に改め、「国庫金振り込み通知書」を「国庫金振込通知書」に、「社会

保険事務所」を「年金事務所」に改め、「写したもの」の次に「(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)」を加え、同様式(注)5を削る。

別記第12号様式の2中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「医師氏名(自著又は記名捺印)」を「医師氏名」に改める。

別記第12号様式の3中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第16号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第16号様式の3中「届出者名 印」を「届出者名」に、

「氏名 (男・女)」を

「氏名」に改め、同様式(注)を削る。

別記第17号様式中「管理者名 印」を「管理者名」に、「(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)」を「(選任年月日 年 月 日)」に改める。

別記第17号様式の3中「管理者名 印」を「管理者名」に、「(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)」を「(選任年月日 年 月 日)」に改める。

別記第18号様式中「管理者名 印」を「管理者名」に改める。

別記第19号様式中「管理者名 印」を「管理者名」に改める。

別記第19号様式の2中「管理者名 印」を「管理者名」に改める。

別記第21号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 」に改める。

別記第23号様式中「管理者名 印」を「管理者名 」に、「01」を「1」に、「02」を「2」に、「03」を「3」に、「04 強姦」を「4 強制性交等」に、「05」を「5」に、「06」を「6」に、「07」を「7」に、「08」を「8」に、「09」を「9」に改め、「00」を削る。

別記第24号様式中「管理者名 印」を「管理者名 」に改める。

別記第25号様式中「管理者名 ㊦」を「管理者名 」に、

診断した精神 保健指定医氏名	㊦	を
-------------------	---	---

診断した精神 保健指定医氏名		に改める。
-------------------	--	-------

別記第26号様式中「管理者名 ㊦」を「管理者名 」に改める。

別記第27号様式中「管理者名 ㊦」を「管理者名 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。